

Title	ジンメルによる形式社会学の制度化の試みと挫折 : 「社会学の問題」成立前後
Author(s)	池田, 光義
Citation	一橋大学社会科学古典資料センター年報, 36: 1-13
Issue Date	2016-03-31
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/27813
Right	

ジンメルによる形式社会学の制度化の試みと挫折 ——「社会学の問題」成立前後——

Simmel's Attempts and Fiasco to Institutionalize the Formal Sociology :
The Context of the Formation of His "The Problem of Sociology"

池田光義

IKEDA Mitsuyoshi

はじめに

1894年に発表された論文「社会学の問題」（以下、「綱領論文」）は、ジンメルが独自科学としての社会学を確立するためにその固有の対象領域と方法論を明確かつ積極的に定式化した綱領的論文である——というのがジンメル研究あるいは社会学史研究における基本的了解と言ってよいだろう。本稿においても、これにことさら異を唱えるつもりはない。本稿ではただ、ジンメルが形式社会学を独自の専門科学として制度化しようとした一連の試みの全体像を明らかにし¹、その文脈のなかで「綱領論文」のもつ意味を改めて考えてみる。そのさい、これまで十分には考慮されてこなかった彼の書評、書簡、講義録などを随時、活用することにする。

1. 社会学雑誌の創刊計画とその挫折

「綱領論文」を社会学の制度化の試みという脈絡の中で考察しようとする場合、ジンメルがドイツにおける社会学の最初の専門雑誌を創刊しようとした事実にも注目できるだろう。「綱領論文」が執筆・公表される前年（1893年）の年頭から、ジンメルは各方面に雑誌発刊への協力を精力的に働きかけているが、われわれに残された1月19日・20日付のF・ヨードル（ジンメル『社会分化論』の評者）への2通、及び1月24日付のF・ウォード（アメリカの社会学者）への1通の書簡（②83-87）から、当時のジンメルが温めていた社会学構想について興味深い様々な事情が読み取れる。まず（1）ジンメルはこの雑誌発行の計画を「かなり以前から」（②83）抱懐していたということがわかる。「かなり以前」とは具体的にいつなのかは定かではないが、おそらく『社会分化論』（1890）を刊行した直後であろう。後に述べるように、「タルド『模倣の法則』への書評」（1891）などから判断して、ジンメルはこの頃に新規の社会学の基本的アイデアを実質的に獲得しており、それに基づいた社会学の制度化に思い至り、その足掛かりとして雑誌発行の構想を抱き始めたのではないかと推測されるからである。

（2）「一方での社会学の成果、他方での社会学の〔取り組むべき〕諸問題はかなりの規模に

¹ ジンメルによる社会学の制度化の試みについて本格的・系統的に追跡した論考はいまだ存在しない。とりあえずRammstedt (1992)参照。本稿が、形式社会学だけでなく、社会学一般、ひいては社会科学一般の制度化の歴史的・理論的分析にささやかながらも貢献できれば幸いである。

達し、いまやセンターを必要としているように思えます。なんといっても社会学の研究者はこれまでのところ非常に孤立していて、この分野におけるすべての成果についての雑誌が必要であり、それがあれば大きな効果をもたらすはずですから」(同上)とあるように、社会学の専門家集団の組織化・制度化の潜在的な可能性と現実的な必要性がすでに熟成していると判断され、その組織的中枢としてこの雑誌が想定されている。つまり、ジンメルはこの雑誌に、社会学研究者の間における情報交換・成果発表・相互評価(検証)の役割だけでなく、そもそも科学者共同体を構築する機能も期待しているのである。雑誌を通じてはじめて、分散・孤立していた専門家たちの共同体が現実構築されるというわけである。また、とりわけ当時のドイツにおける学問世界では、ラッアールス/シュタイントール(民族心理学)の『民族心理学・言語学雑誌』、アヴェナーリウス(経験批判主義)の『季刊科学的哲学雑誌』、シュモラー(新歴史学派経済学)の『シュモラー年報』などの典型例に見られるように、各分野・各学派の(首領)はそれぞれ独自の雑誌を主宰するのが通例であったという事情も想起されてしかるべきである。学問上の覇権争いで優位に立つうえで、こうした雑誌は——大学の教授人事とともに——決定的な役割を果たしていたのである。すでに役割分担や勢力関係が確立している既成の学問秩序の中に遅れて新規参入しようとする社会学にとって、独自の専門雑誌を定着させることはその運命を決する死活課題であったのだ。とはいえ、注目すべきは、この未来の社会学者共同体も当面は精神科学・歴史学系の様々な研究分野の専門家から構成され、異質な専門分野の分業・協業システムとして実現するとされている点である。さらに留意すべき点は、「学問的に関心のあるありとあらゆる層から、まずはその〔雑誌の〕読者層を析出させなければならない」(同上)云々の箇所に見られるように、ジンメルはこの社会学雑誌により、社会学の専門家集団だけでなく、それと相互作用して多様な専門家・知識層から成るいわば(社会学的読者層)の形成を考えていたことである。

(3) この雑誌が「国際的で多言語の季刊誌」(②87)として構想されていることも重要な論点である。この構想にはもちろん、ドイツ文化・歴史の固有性・独自性に過剰に固執する歴史学派的な学者共同体への対抗意識と、普遍的な連関と規則・傾向を追求する社会科学の国際的・超民族(超国家)的な専門家共同体の構築の意図とが働いていると推測できる。新規科学の内容面での普遍主義とその専門雑誌の流通面での普遍主義とが深く連動しているのである。さらに、『社会分化論』に対する反応が、ドイツよりもアメリカやフランスなどの国外においての方がはるかに大きく、また好意的でもあったという事情も、ジンメルが社会学雑誌の国際性を重視した一因として考慮すべきだろう。

(4) しかし、決定的に重要な論点は、どのような性質・傾向の論文を掲載するのかという雑誌の性格規定に関してジンメルが付す限定条件についてである。それが、ジンメルの抱く社会学概念に直結するからである。ヨードル宛の文面にはこうある。「ただ、アクチュアルな社会政策の諸問題は全て絶対に除かれるべきであるということだけは触れておきたいと思えます。この雑誌では家族、教会、政治集団、職業内・外の結社にみられるような社会化の諸形式についての歴史的、心理学的認識だけが扱われるべきなのです」(②83、傍点は池田の強調、以下同様)。ウォード宛の書簡にも「雑誌の目的は、あらゆる実際的な社会政策を完全に除いたうえで、社会諸形式とその発達の歴史的・心理的な研究です」(②86)という箇所が見られる。掲載論文の条件、したがって社会学の性格や課題は明確である。それには第一に、「実際的な社会政策」の排除が含まれる。この連関で興味深いのが1897/98年の「社会学講義ノート」の一節である。すなわち、米国・フランスでは社会学はときとして「複数の科学からの、社会改

革に必要なものの抽出」と見なされ、「社会的な理想についての科学、あるべき形の社会の記述」として現れるが、それは「ドイツで社会政策と呼ばれている」もののことだという箇所(②227)である。つまり、社会政策を除外するとは、ジンメルが求める社会学論文、したがってジンメルの目指す「純粹」科学としての社会学では、〈価値判断排除〉原則の遵守、ジンメルの用法で言えば規範化・理念化の排斥(池田、2014)という意味での客観性・純粹性の確保が必須要件とされていることである。「綱領論文」などでは、この規範化・理念化の排除原則に関する明示的な記述はほとんど見られないが、この原則による「純粹」科学の性格保持がジンメルの社会学理解の中には常に自明事として含意されていることに、留意しておくべきであろう。ところで、社会政策的性格を帯びた論考の排除は、当然ながら、歴史学派・講壇社会主義派に与する学者層の多くを、さらにたとえばテニースなども誌面から締め出すことを意味する。しかし、世紀末ドイツの学問状況に照らしてみれば、それは事実上、当時の精神・文化科学の各分野で影響力をもつ著名な学者の大半の協力・寄稿を拒絶することでもある。

ジンメルが掲載論文に関して挙げる第二の要件は、〈様々な集団・組織に共通して見いだされる社会化の諸形式およびその発展法則(規則)〉を帰納法的に抽出すること、ないしそのために多種多様な研究資料の収集・蓄積に貢献することが論文の主題となっていることである。すでに引用したワードへの書簡の中でジンメルはこう述べる。「私の意図は、非常に多様な専門分野の学者を引き入れて、社会的な力のどのような作用が、また社会集団のどのような形式が彼らの専門的研究の対象——教会や家族、法や経済的利害関心、言語や教育など——において現れるかを叙述してもらうことです。雑誌ではこのようにして、社会一般の帰結、およびある集団に包摂された個人の間で発達し、およそ人間活動のあらゆる所産においてそうした諸個人に本質的な諸形式を必然的に示す心理的な諸関係を確認するために、帰納的材料を収集することが求められるのです」(②86-)。ここで注目すべきは、様々な専門分野がそれぞれ対象とする社会領域や社会現象・集団からこれらに共通の社会化の諸形式やその発展傾向を帰納法的に確認するという雑誌の主要課題と、「綱領論文」において提示されることになる(後述の)社会学の主要課題とが実質的にすでに一致していることである。そこには、新規社会学の課題を、当面、専門雑誌をセンターとした多種多様な研究分野の、しかも国際的な共同研究体制を通じて具体化し実現しようとする意図が読み取れる。

もう一つの留意点は、共通の社会化形式を抽象する歴史的・社会的な素材の多様性・多岐性・広域性をジンメルは強調するが、それにはいくつかの重要な含意があることだ。すなわち、対象の素材が異質で多様で広範になればなるほど、(1) それだけ社会化形式とその発展規則を純粹にそれ自体として、広範囲の異質性・多様性における共通性・同一性として抽出することが容易になるし、また(2) それだけ社会化形式などに関する認識の有効範囲が広がり普遍妥当性が強まる。(3) そして何よりも、「これまでそれら〔共同性の力が生む成果の性質や人格どうしの秩序〕があまりにも一面的に政治と経済の資料に求められてきました」(②85-)という箇所が示唆しているように、素材の多様性や広範性の重視には、政治や経済の領域、つまり特定領域を一面的に一般化して獲得された従来の社会像や社会概念への批判があることだ。言い換えると、ジンメルの構想する社会学が想定する社会像では、社会全体を因果的・機能的・意味的に決定するような支配的・特権的な領域の存在は否定されるのである。最後に、ジンメルにとっては、掲載論文の第一の要件と第二の要件とが表裏一体となっていることは言うまでもないだろう。社会学の課題を社会化形式とその発展の帰納法的確定に徹底して限定すべきだと強調することには、社会学の社会政策化を回避し、社会学から規範化・理念化を徹底し

て排除すべきだという要請が含意されているからである。

さて、1月段階では「すでに大勢の著名な学者を協力者に得ています」(②87)と強気であったジンメルだが、7月初頭にはすでに「雑誌に関して報告しますと、ウィーンとパリの雑誌に先を越されてしまい、[創刊の] 実現に取りかかる前に、まずこの両方のライバル企画の成り行きを様子見するつもりです」(②89)と雲行きが怪しいことを認めざるをえなくなり、結局、計画は立ち消えとなる。ドイツで最初となるはずであった——そしてスモールの『アメリカ社会学雑誌』(1895)やデュルケムの『社会学年報』(1896/97)に先行する——社会学雑誌の企画はあえなく挫折するわけだが、その理由はどこにあったのであろうか。一つには、ジンメルの個別科学としての新規社会学の概念が関係者の間でまだほとんど理解(いわんや承認)されていず、したがって社会学独自の雑誌の必要性を説いても説得力をもたなかったという実情が絡んでいたのであろう。社会学の独自性と固有性が十分に理解され認知されなければ、独自の雑誌の創刊には特別の意味を見いだせない。それでなくても、すでに精神・文化科学系の雑誌は供給過剰気味であった。また、ジンメルが雑誌に与えた性格・課題からいって、この雑誌に協力・寄稿するということがジンメルの社会学構想への賛同・支持を前提とするだけでなく、彼の社会学構想の実現のために、資料収集・「社会的形式」抽出の分業体制の中でいわば一個の歯車にされてしまうことになるのではないかという懸念をおそらく生んだことも、積極的な協力を得られなかった一因であろう。この雑誌を媒体にして形成される寄稿・協力者層は、事実上、ジンメルが主導する研究プロジェクトの共同研究チームの色彩が濃厚だからである。しかも、雑誌を企画・主宰するのは、学界でデヴューしたばかりの私講師の肩書しかもたない新参者である。その〈青二才〉が主幹となって専門雑誌を発行するというのだから、各方面における反発や反感、いや単純に無視や黙殺は自然の成り行きであったと言える。こうしてジンメルは戦略の練り直しを強いられることになり、その一つの結果としてまさに「綱領論文」が成立したというのが、本稿の主眼点である。

2. 「綱領論文」の以前と以降

「綱領論文」に関してまず確認しておくべきことは、第一に、ジンメルがこの論文を数か国語で発表しようと試みたが(そして実際、それはほとんど実現するのだが)、そこには社会学プロジェクトの国際的な分業・協業の下地を整備する意図が窺われることである。第二に、1894年6月付マイネッケ宛の書簡(②127)が示すように、当初、ジンメルはこの論考を、採用されることがおそらく確実なはずのシュモラーの雑誌ではなく、あえて(この当時)ジンメルとは関係の薄いマイネッケ主宰の『史学雑誌』に寄稿しようとしたことに注目したい。社会学構想をアピールする主要ターゲットとして、ジンメルは国外では直接〈社会学者層〉に照準を定めているのに対し、ドイツ国内ではとりあえず〈歴史系学者一般〉を選択せざるをえなかったということだろうか。「……、論文は同時に英語とフランス語でも発表する所存ですが、ある理由により、両言語の歴史系専門誌には掲載しないつもりです」(同上)という文面がそれを示唆している。あるいは、シュモラーの〈傾向〉雑誌を避けることで、ジンメルの構想する社会学が社会政策の類とはまったく異なる〈純粹〉科学であることを強調したかったからであろうか。いずれにせよ、仔細は不明だが、この論文の『史学雑誌』への掲載はマイネッケに拒否されたようで、結局、それはシュモラーの雑誌に発表されることになる。

「社会学の問題」は、ジンメル自身によっても、社会学を独自の専門科学として確立するた

めの「綱領論文」と性格づけられている。上記のマイネッケ宛書簡からの引用箇所「……」部分は、「この論考は〈綱領論文〉であり、これにより、根本的にいまだ未開拓で、—— わたしが信じますところ —— いまようやく境界が画定された分野に一連の研究者の注意を促せるものと期待しておりますために」の文面を省略したものである。フランス人社会学者グブレにも1895年6月付書簡で「私はこれを非常に重視していまして、これには私の研究綱領（および授業綱領の主要部分）も含まれています」（② 150）と述べているし、また同年11月にはこの論文が「私が書いたものの中でも最良のもの」と自負を示している。では、この論文の何がそれほど画期的であったというのか。〈内容から形式=社会化=相互作用を分離することで社会学に固有の対象領域を確定した〉というのが一般的答えだが、事情はそれほど単純ではない。ここで『社会分化論』と「綱領論文」との慎重な比較考量が必要となる。そこで、『社会分化論』第一章「緒言 社会科学の認識論」を簡単に検討してみよう。この書を論じる二次文献がほぼ例外なく言及することは、ジンメルがここで、第一に「人間の共同存在の諸形式を記述し、ある集団の成員である限りでの個人および集団が相互にかかわりあう規則を見出すこと」を「社会学の課題」（② 118）と定めていること、第二に個人間ないし集団間の相互作用の総計として社会を把握するという、相互作用概念を中軸とした社会概念を提示していることである。ここで十分に確認しておく必要があるのは、一方では、この「社会学の課題」の定式が、表現の仔細を別にすれば、「綱領論文」以降の一連の関連論考でも繰り返し現れており（⑤ 312、57FN、⑩ 227）、しかも時には「社会学の対象」とも表現されていることである。そして他方では、後に（1896年）ジンメル自身、「社会学のこうした問題提起の詳しい基礎づけ」として「綱領論文」を、「個別研究においてこの原理を遂行したものの若干例」として『社会分化論』を参照するよう指示している事実である（⑤ 313FN）。こうした事情を勘案すれば、ジンメルの自己了解にあっても、「綱領論文」で「内容-形式」の対概念を用いて定式化された社会学の独自対象ないし固有課題の実質は少なくともその概略において、すでに『社会分化論』の段階で一応の成立をみていたと言えるだろう。ただし、この段階での「内容（素材）-形式」概念は、既成諸科学（一次的加工）の認識成果（半製品）を所与の認識素材とし、それに対して意識的に固有の視点（=アプリアリナ形式）から二次的加工を加える（形式付与による「造形」）というのが新規科学としての社会学の本質なのだという認識論的な文脈において用いられているのであり（② 116）、あくまでも超越論的立場を示す概念である（池田、2011）点には注意しておかなければならない。「綱領論文」（およびすぐに言及するタルドへの書評）では、これとは異なり、後に触れるように、経済、政治、宗教といった社会的現実の様々な活動領域とそこに共通の相互作用一般およびその諸形式との対比を浮き上がらせるために「内容-形式」の対概念が用いられているからである。一般のジンメル解釈では、『歴史哲学の諸問題』（1892）における歴史像の「内容-形式」の分離の試みが「綱領論文」における「内容-形式」分離という着想に決定的な刺激を与えたという趣旨のことがよく語られるが、同書における「内容-形式」概念は、「綱領論文」やタルドへの書評とは異なり、超越論的な問題脈絡でしか論じられていないことに注意が払われるべきである。

さて、社会学雑誌への協力を呼びかけた1893年初頭の一連の手紙の中で、ジンメルがすでに、その掲載論文の性格規定という形で、種々多様な社会領域や社会現象・集団からこれらに共通の社会化の諸形式やその発展傾向を抽象・確定することを社会学の課題としていたことは、すでに見たとおりである。非常に興味を惹かれるのは、すでにその2年前、ということは『歴史哲学の諸問題』を出版する前年に当たる1891年前半にジンメルが発表している、タルド

『模倣の法則』への書評である。その中でジンメルはタルドの功績をこう高く評価する。「著者は模倣を単なる形式として、その形式がまとう内容から分離し、これにより、普通ならば模倣対象の著しい相違によって容易に見えにくくなりがちな機能的な一様性を、少なくとも問題性として見出すことを可能にしたのであり、社会心理学に多大な貢献をとげた、私は考える。競争が、競争の客体には比較的左右されない典型的な諸形式や諸発展ももつが、模倣においてもそれが当てはまるだろう。模倣のもつ社会化の力がこれほどまでに強烈に強調されることもまたいまだかつてなかったのである」(① 249)。それと同時に、タルドが「社会構成員相互の作用をあまりにも無頓着に模倣としか捉えていない」(① 250)という問題点も指摘する。つまりジンメルは、タルドが個人間の相互作用を、社会化効果を有する純然たる形式として多様な内容から分離したものの、この形式=相互作用を模倣という単なる一形式に還元してしまった、あるいは逆に模倣という相互作用の一形式に過ぎないものが相互作用一般、相互作用のすべてであると錯認してしまったのが問題であると言いたいのである。この批評の背後には、模倣という一形式ではなく、相互作用のあらゆる形式、すなわち相互作用一般=形式一般を種々の内容から分離することこそ社会学の本来的な課題であるという明晰な意識がはっきりと読み取れる。あるいは廳(2014: 24)が示唆するように、ジンメルは『模倣の法則』への批評過程ではじめて、「内容-形式」分離図式によるいわゆる「形式」社会学の課題設定を明確に着想したのかもしれない。とはいえ、この書評の境位には「綱領論文」に比べてまだ決定的に欠けるものがある。

3. 「綱領論文」での〈基礎づけ〉

それは、当時の常套句にいう独自科学としての社会学の〈基礎づけ〉ないし〈正当化〉である。すなわち、独自の専門・個別科学としての社会学の制度化の試み、つまり制度化された既成の学問体制における新規社会学の固有の位置や意義や存在理由を明確にすることで、このアカデミズム体制への社会学の新規参入と体制内における市民権の確保を図る意識的で系統的な試みがまだ欠けていたのである。端的に言えば、相互作用概念に基づく研究対象の構成こそが既成の精神科学に対する社会学の独自性・斬新さを際立たせ、その市民権を保証する根本原理になりうるという意識、つまり社会学の基礎づけにおいて相互作用概念のもつ方法論的な意味への自覚が希薄だったのである。すでに言及した社会学雑誌の創刊企画の挫折体験から、学界内において社会学を独自科学として一般的に認知させる必要性を痛感したことが、ジンメルをして社会学の本格的で自覚的な基礎づけへと向かわせたと考えられる。さらに、社会学一般をコント、スペンサーなどの包括的な総合社会学と同一視する傾向が思想界には依然として根強いことを実感させられ、自らの構想する社会学が、あらゆる社会領域を対象とし、あらゆる社会科学から構成される旧来の総合社会学とは異なり、一定の相互作用とその諸形式という特殊な対象を扱う個別科学としての社会学であることを一般に広める必要があると認識したことも、基礎づけへの強い動機として働いたのであろう²。

² 当時、人文社会系の新分野や各学派がそれぞれ独自の雑誌を発行する慣行のあったことはすでに触れたが、そうした雑誌の創刊号の巻頭は綱領的論文で飾られていることが多いことに注意したい。穿った見方をすれば、「綱領論文」は他の雑誌の誌面を借りた、かの幻の社会学雑誌の巻頭論文と言えるかもしれない。

ここで、当時の学問状況をジンメルがどのようなものとして把握していたのかを押さえておく必要があるだろう。ジンメルは(1) 歴史的・社会的な現実総体を、経済的、政治的、宗教的といったように、その目的と関心の違いによって相互に区別される異質で多様な諸領域の複合体として表象する。(2) 各々の社会領域には、それぞれを独自の対象分野として専門的に——換言すれば専門の管轄権域として独占的・排他的に——研究する個別科学がほぼ一意的に対応していると想定する。(3) 十九世紀末には、制度化された専門・個別科学による対象域の分割と配分はほぼ完了し、現実の社会領域と学問上の専門領域との対応関係が完成していると判断するのである。一方、ジンメルは、(4) 百科全書的な総合社会学はこうした諸領域のすべてを包括する「科学上の世界帝国」(⑤ 53) を構築しようとする野望に貫かれているが、その内実は、個人主義の見方を克服し社会的な認識方法を駆使するという意味で「現代的に取り扱われた精神科学の総体をまとめた名称以外の何ものでもない」、「誤って社会学というひとつの科学に実体化された単なる〔社会的な〕研究方法」(同上、斜体はジンメルの強調、以下同様)に過ぎないと批判する。

こうした学問状況が新規科学の社会学にとって意味することは、専門対象として占有できる現実の社会領域がもはや残されていないこと、よって社会学が既成のアカデミズム体制に入りこむ余地がまったくないということである。もちろん、学問上の世界帝国構築などという妄念も、もはや問題にならない。こうした事態にあつて、新規社会学がアカデミズム体制の中で市民権を獲得するうえで唯一残された可能性は、体制内での個別科学の地位確保の根拠・原理そのものを根本的に転換することでしかない。ジンメルは喝破するのである。そうして、社会領域の特殊性に左右されない共通要素である相互作用の概念、つまり異なる目的・関心(=「内容」)に根ざす社会領域と学問領域との対応関係を破ること、そうして異質で多様な目的・関心に規定された社会領域を通底し、かつそれに左右されない共通要素=相互作用を基本概念として抽出し、この特定の方法的視点(=「形式」)から再構成された〈社会〉を新規社会学の研究対象に据えることを構想するわけである。これにより、対象領域の分割・分配問題で他の精神科学と衝突する懸念も消えるし、いわんや他の精神科学の上に君臨しようなどという野望からも自由である。ジンメルはその意味では「控えめな社会学」(Tyrell, 2011: 27) を構想したと言えよう。それでいて彼は、この「控えめな社会学」が同時に、制度科学の体制のなかで、遅れ新参でありながらきわめて重要な意義と特別な地位を有していると確信していたはずである。それが、社会的相互作用という、社会をまさに社会たらしめている根本原理を主題に据えることで、19世紀の精神科学に顕著に見られる、人間存在の社会的被規定性への方法的意識を凝縮した形で純粹に体现しており、その意味で〈最も典型的な社会科学〉であると考えていたに違いないからである。

しかしながら、「内容-形式」の対概念(後の『社会学』の用語では「比喩」(⑩ 17))を援用して既成科学に対する形式社会学の独自性・新規性を「基礎づける」試みは、十分に成功しているとは言い難い。まず、既成の精神科学の対象領域の区分原理とされる「内容」が(相互作用を起因し、相互作用によって実現される)個人の関心・目的、意図・動機に限定されていることがすでに紛糾の種をはらんでいる。経済的、政治的、宗教的……社会領域の違いは行為者の関心・目的の違いに尽きるものではなく、実際、経済学、政治学、宗教学……はそれぞれ経済的、政治的、宗教的……関心・目的だけでなく、そうした関心・目的の生成・実現・再生産の条件・過程やシステム・発展の総体を考察対象にしているからである。既成の諸科学であっても、相互作用の関係・過程それ自体も扱うのである——ただ、相互作用一般という視点か

らではなく、まさに経済的、政治的、宗教的……な相互作用の関係・過程という領域固有の視点から扱うというだけである。逆に、領域に固有な特徴は捨象するにしても、(たとえ領域横断的なものであろうと)一定の目的や動機の分析抜きで社会的な相互作用を論じるには限界がある³。

この点で注意すべきは、ジンメル社会学の具体的な展開においては、社会化=相互作用つまり「形式」の概念は、多くの場合、行為者の目的や意図や動機、つまり「内容」規定を構成的契機として含んでいるという点である。特定の「内容」(たとえば敵対心や競争心といった心理的動機)がある「形式」(「争い」「競争」といった相互作用)の本質を構成している場合が少なくないのである。あるいはまた「感謝」や「忠誠心」の場合のように、社会関係を社会関係として維持することそれ自体が相互行為の純然たる関心や目的となる、つまり「形式」の維持それ自体が特定の「形式」に固有の「内容」となったり、その「形式」の不断の再生産に欠かせないアプリアリ前提条件となったりすることが少なくないのである。あるいは「社交」のように、個人間の直接的な相互作用つまり「形式」そのものの体験と享受が相互行為の直接的な意図や動機つまり「内容」となる場合もある。その意味では、ジンメル社会学が実際に描き出す相互作用論的社会像は、「内容」と「形式」の単純な分離というよりは、両者の相互的な対立・拮抗・転化・融合が織りなすモザイクの様相を呈しているのである。「内容」の一切を欠いた「形式」としての相互作用=社会化の概念はジンメル自身が前提とする枠組みの中でも成り立たないのである。もっとも、ジンメル自身もこのことについてはそれなりに気づいていて、たとえば「……社会化の形式が実現される特殊な内容によって社会化形式が受ける規定も社会学の対象に入ることは自明である」(⑤57)と一定の断りを添えている場合も見られるが、この〈内容による形式の被規定性〉の自明さと「内容-形式」分離の自明さとの齟齬に対する整合的な説明は残していない。「綱領論文」で主張される「内容-形式」分離の原則を維持するにしても、それはあくまでも統制的・発見的原理、当面の一般的な方法論的指針であるという点を一段と強調し、社会学の対象域の画定や特殊社会学的な社会概念規定の基礎づけの核心的な説明図式として用いるのはほどほどに控えるべきだったのである。実際、ジンメルは社会化=相互作用の個別的形式を考察する際には、「内容-形式」関係を個別的事例に即してもう少し繊細かつ臨機応変に扱っているのである(⑱40など)。

さらにジンメルは、多様な内容に同一の形式が認められ、かつ同一の内容に多様な形式が認められることから〈内容と形式の相互独立性〉を導きだし、これによって〈内容と形式の分離〉、〈内容からの形式の抽象〉を論理的に正当化できると考える。問題はしかし、そもそも「社会領域-相互作用(社会化)」を「内容-形式」に等置し置換することの正当性なのであって、かりに〈内容-形式の分離〉を基礎づけできたとしても、それによってただちに〈社会領域-相互作用(社会化)の分離〉そのものが論理的に正当化されるわけではない。ジンメルが社会学の「方法」と呼ぶものの問題性に関しても触れておこう。ジンメルはこの方法を「帰納法による抽象」と規定するが、これは経験科学一般に当てはまる手法であり、社会学固有の方法の種差を確定する徴表にはならない。さらにジンメルは、多種多様な内容を捨象すれば社会

³ そもそもこの「内容-形式」概念は、「動機・目的(=行為の誘因)⇒相互行為(=動機・目的の実現)」という通俗的な行為概念を下敷きにし、「バラバラな個別性(諸個人の関心・目的、ときに諸個人そのもの)⇒社会的・一般的な関係性(社会的現実を獲得)」という社会の現実性についての理解、さらには「質料-形相」「素材-形態」などの伝統的な哲学的意味を重ねることで成立した鶴的な混淆概念である。

形式が共通規定として自然に浮き上がる（＝帰納される、抽出される）と主張するが、これは帰納法的手続きにも一定のアプリオリな前提知識を必要とする批判主義的要請を等閑に付す素朴経験論的な立場への逆行である。〈社会的現実＝内容＋形式〉という演繹的に導出された前提条件のもとでのみ、内容的差異が消去されれば形式的同一性（だけ）が残ることが明晰で自明な論理的結論として受け入れられるということ、この前提条件が与えられていなければ、内容を捨象されたものは単に〈内容規定を欠くもの、脱内容化されたもの〉に過ぎないこと、この認識論上の基礎的原理を、カント批判主義の衣鉢を継ぐはずのジンメルが一貫して閑却しつつげたことは奇異の感がある⁴。

このように、第三者の目からすれば新規社会学の綱領は少なからず難点を抱えたものであったが、ジンメル自身はこれにより社会学の基礎づけに十分に成功したものと確信していたらしい。その後には発表される一連の社会学的論考でもこの綱領を繰り返して論じているし（1900年までに限っても：① 370-、⑤ 75-、311-、⑩ 38-、83-）、「綱領論文」のイタリア語版（1899）（Fitzi, 1998）には、「新版」および「『社会学』第一章への橋渡し」（Rammstedt, 1992）という評価を受けるほど手を加えている。そこには、社会学の制度化に向けて、機会あるごとにその新構想を普及させようという意図が読み取れるのである。何よりも、そうした一連の社会学的論考には、「綱領論文」の精神を具体的に適用・実現し、綱領の妥当性や効力を実証するという意味合いが含まれていたのである。

4. 社会学の制度化の試みの挫折

ところで、ジンメルが社会学の制度化のために試みたことは、専門雑誌の発刊計画や社会学の綱領の作成・普及にとどまらなかった。大学機関に社会学講座を正式に設置させることも、制度化への試行の重要な一環であったのだ。社会学が正式の授業科目に取り入れられることにより、その研究・教育活動は、(1) 国家機関による認知・庇護・奨励の対象となり、(2) アカデミックな高度専門職として職業化されることになる。それはまたジンメル個人にとっても、アカデミズム内部での地位確保、正教授への昇進の現実的な可能性を意味する。さらに、体系的な社会認識としての社会学そのものは、(3) 公的に正統化され認証され権威づけられた専門知という〈社会的資格〉を獲得し、(4) その基本的なパラダイムや理論・方法が公的な形で系統的に普及し、組織的に受け継がれていくことになる。それはまた同時に (5) 社会学の後継者育成システムの確立も意味する。

ジンメルはまず、私講師が国家や大学当局の介入なしに比較的自由に授業科目を設定できるという利点を生かし、1893/4年冬学期に社会学の演習、1894年夏学期に社会学の講義、そして1895年夏学期には社会心理学の講義を行う（Gassen / Landmann, 1958 : 346）。いずれも、ドイツにおける社会学と社会心理学に関する最初の正式授業と言われている。講義はなかなかの盛況であったようで、1995年11月、ジンメルはフランスの社会学者ブグレに誇らしげに書き送っている。「社会学についての私の見解に対する関心が学生の間、とりわけ留学生の間で

⁴ その他にも、『社会分化論』の時期に見られるとされる〈実証主義的・進化論的社会学〉への傾斜が「綱領論文」でいかに克服されたのかという問題——あるいは、そもそも〈実証主義的・進化論的社会学〉という特徴づけ自体が妥当なのかという問題——も残るが（Rammstedt, 1992 ; Köhnke, 1996 : 410-）、本稿ではこれに立ち入る余裕はない。

高まっていることは、おそらく貴兄にとっても興味のあるところではないでしょうか。このゼメスターの受講者はイタリアからロシアまで、さらに日本からアメリカにまで及んでいます」(22 157)。講義の成功には、多国からの留学生を含む学生層におけるジンメル流の社会学への関心の高さ、その思想的・文化的な需要、したがってまたジンメルの社会学構想そのものの正当性・重要性を公然と示威する意味があることは言うまでもない。もう一つ大切なことは、大学の講義という形式をとることで、社会学の内容の標準化・規格化、つまり制度科学の条件の一つである教科書的な内容構成が図られたということである。ここで想起されるのが、19世紀後半はそもそも科学一般の制度化の時代であったということだ。〈科学の中の科学〉と称される古典力学でさえ、その実質的な確立はすでにニュートンの時代に達成されていたものの、現在のような教科書化・標準化された内容編成を備えるようになったのは、ようやく1890年代に入ってからのことである。それはかのマックス・プランクがベルリン大学で悪戦苦闘の末にもたらした成果である(佐藤、1991:95-)。まさに同じ時期、同じ大学で、ジンメルもまた制度化された科学としての社会学の内容編成に腐心していたことは感慨深いものがある。

とはいえ、私講師が行う講義は大学で正式に実施される授業科目であるとはいえ、あくまでも〈私講義〉、つまり国家試験や学位授与の権限を欠く講義である。それは学術制度のうえではいわば〈格下〉の講義であり、社会学の制度化の効果を十分にもたらすものではない。そこでジンメルは、当時、プロイセンの大学政策・人事に絶大な権力を振るっていた文部官僚アルトホフ(潮木、1993)に直接働きかける。すなわち1895年3月に、「大学のビスマルク」「高等教育の専制君主」の異名をもつこの実力者に、「綱領論文」を同封して次のような文面の書簡を送っている。「社会学は諸大学におきまして次第に地位を得てきており、各処で公式に承認されるのもおそらく時間の問題に過ぎないかと存じます。そのために、——私が期待し、また一般に証明されておりますように——私が首尾よく、従来の曖昧で混乱した社会学の概念にかえて、明確に限定された新たな一連の特殊課題を設定するに至りましたことは、おそらく学問の外的促進と内的促進のいずれにとりましても些細なことではありますまい。このゼメスターにもつぱらこの趣旨の下に私が行ないました私講義におきまして相当数の受講者の関心を最後まで捉え続けることができましたことは、私の大いに満足するところであります」(22 146)。各大学での社会学講座の設置はもはや時間の問題だと——この老獪で情報通の文部官僚に通用するはずもない——誇大宣伝を張り、「だからベルリン大学でも早急にポスト設置を……」と暗に要請しているのである。文中の「学問の外的促進」とは研究施設や講座の設置などを、「内的促進」とは専門研究としての組織的發展を意味するのであろうが、この個所は、ジンメルによる社会学の再定義・基礎づけが社会学の制度化を念頭に置いたものであること、少なくとも制度化の試みと深く結びついていることを示唆していて興味深い。そして最後に、他ならぬ綱領に基づく社会学が学生間に強い関心と需要を得ていることを、自らの私講義の実践結果が実証していると念を押しているのである。

とはいえ、果たせるかな、ジンメルのこの事実上の〈嘆願書〉は、アルトホフによって一顧だにされなかった。時は折悪しく、少なくとも短期的には政治的反動期に差ししかかっていたこともあり、社会問題や社会主義を連想させる胡乱の輸入学問という一般的イメージを払拭できない社会学がアカデミズム界に地歩を確保するのは、やはりまだ時期尚早であったのだ。しかし何よりも、科学的認識のパラダイムの点でもアカデミズム内での人的勢力としても、当時のドイツの科学者共同体における歴史学派は依然として強大であり、普遍主義・自然主義の臭いの漂う社会学は「闖入・攪乱分子」としていまだ精神・文化科学の既成分野=既得

権域から排斥いや黙殺される運命にあったのである。こうして、ほとんどの科学がアカデミックな制度科学としてのみ成立しうる時代に、他の人文社会科学に比べて遅れて誕生した、ないし誕生しつつある新参科学の宿命として、社会学には、専門科学としての一般認知が弱いがために制度化が容易ではなく、しかもた、まさに制度化されていないがために専門科学としての確立にも困難が伴うという悪循環が付きまとうことになる。

この連関で、「私がより厳密に規定した方向での社会学の研究」(② 298)に取り組もうという若手研究者が現われない理由についてジンメルが触れている 1898 年 7 月付イェリネク宛の書簡が関心を惹く。その中でジンメルは、社会学研究が他の精神科学と違って特に優れた才能を必要とするというのではないと念を押し、本来の理由についてこう述べる。「[他の精神科学と]異なるのは、そして影響が大きいのは、この社会学研究のための基礎講座がなく、そのために若い研究者を育成するのが非常に困難であるということです。社会学研究ではすでに始めから一定の成熟した知識や抽象力や科学的見方が前提にされます。ところがこうしたものを身につけている者はすでにいずれかの伝統的な学問に従事しているのが普通であり、結果がまだきわめて不確かなまったく新しい研究に身を投じる気にはならないでしょう。私に賛同する若者を、公式には認められておらず、国家試験もできず、当分は大学教授資格を取得できる見込みさえないような分野に縛りつけるのは、私の良心に対して忸怩たるものがあるのです」(同上)。つまり、(1) 国家試験や学位授与、つまり公認資格付与の権限をもち、(2) 専門科学としての社会学に不可欠な新たなパラダイム＝「一定の成熟した知識や抽象力や科学的見方」を組織的・系統的に錬成する、あるいは別の(1896 年 11 月付ブグレ宛)書簡の表現を用いれば「個々の社会現象において社会的形式と実質的内容とを分かつことのできる社会学的な眼差し——すべてはこの眼差しにかかっているのです——が備わるように学生を教育すること」(② 229)を目的とする、正教授指導下の専門家育成システムがいまだ存在しないこと、要するに専門のアカデミズム科学としていまだ制度化されていないことが、新方向の社会学の普及・発展が阻まれている理由だと、ジンメル自身が痛感しているのである。いずれにせよ 1890 年代末には、少なくとも当面は新規社会学の制度化、アカデミズム化の見込みがまったくなくないことを、ジンメルは明白に認識せざるをえなくなる。

最後に、社会学雑誌をめぐる後日談に触れておこう。ドイツにおける自前雑誌の発刊計画が挫折した後、ジンメルは『アメリカ社会学雑誌』に大きな期待を寄せ、自らも編集顧問の役を引き受けている(② 149-)。さらに、「社会学を思弁的な段階から厳密な段階へ移行させようと努力している人びとの最先端」(① 408)に立つデュルケムの『社会学年報』にも寄稿している。その創刊号の書評の中でジンメルは、「この試みにおいて編集者〔デュルケム〕は、社会学の年報が〈社会学〉として書かれた論文を中心に取り上げるのではなく、何よりもあらゆる種類の歴史的な専門論文を探し出すべきだという適切な観点を前提にしている」と述べ、さらに「歴史の全領域を社会それ自体の法則性と発展の点で研究するという方法論的要求がともかくも提起されたことは、いずれにせよ非常に大きな功績である」(同上)と評価する。そして、巻頭を飾るデュルケムと自分自身の論考が、多種多様な社会・文化領域に及ぶ歴史的素材を比較や帰納法により処理する模範論文であると性格づける。要するにジンメルは、デュルケムの編集意図とはまったく無関係に、この雑誌を、自己の社会学構想を具体化する多分野間の国際的な共同作業のための手段、つまりあえて言えば、流産した自らの社会学雑誌の〈当面の代用品〉として活用するつもりなのである。とはいえ、当初は互いの意図や構想を自分の都合のいいように誤解し合っていた二人も、すぐに互いの社会学理解の本質的差異に気づき、蜜月関係

は間もなく破綻することになる (Levine, 1983 : 319- ; Rammstedt, 1997)。

さいごに

ジンメルの社会学構想は実質的には、遅くともすでに 1891 年に成立していたと考えられる。この構想を踏まえ、ジンメルは社会学の制度化を目指して専門雑誌の発刊を模索するが不首尾に終わる。この蹉跌を通じ、既成科学との根本的な違い、既成科学に対する独自性と斬新性を明確に打ち出す基礎づけの必要性を痛感し、それを「綱領論文」として定式化する。しかし、それにはいささか性急で強引なところがあり、問題をはらんだ基礎づけであった。それでもジンメルは、革新的な社会科学の首唱者としての強い自負心かられてこの綱領の定式に固執しつづける。とはいえ、社会現象についての実際の具体的な分析においては、ジンメルはこの定式から〈逸脱〉し、その〈負の影響〉は実質的に最小限にとどまったと言える (早川、2003 : 14- など参照)。このおかげで、たとえば「家族の社会学」(1895)、「流行の心理学 社会学論考」(同)、「社会学的美学」(1896)、「大都市と精神生活」(1903) などが著され、後にそれぞれ家族社会学、流行社会学、芸術社会学、都市社会学の古典に数えられることになるのである。あるいは逆に表現すれば、「綱領論文」などの基礎づけにおいて、ジンメルは、自らが具体的な社会分析に対して実際に適用・実現している新たな社会学の構想・方法 (「社会学的眼差し」) を十分に意識化し的確に定式化しきれていないと言えるだろう。

いずれにせよ、社会学の制度化というジンメルの夢は結局、果たされずに終わったが、「綱領論文」も含め、ジンメルの形式社会学の成立・展開を考察し、その可能性と問題点を議論するさいには、ジンメルによるその制度化の試みと挫折という背景をもう少し考慮する必要があるというのが本稿の最終的な主張である。

引用文献

- * ジンメルからの引用は „Georg Simmel : Gesamtausgabe“ (1989-, Frankfurt a. M., Suhrkamp) による。丸囲い数字は巻数を、その直後の数字はページ数を表す。たとえば (③ 28) とは第 3 巻 28 頁のことである。
- 池田光義 (2011) 「ジンメル認識論におけるアプリオ主義とラディカル相対主義 (その一)」『跡見学園女子大学文学部紀要』第 46 号、pp. 89-104.
- (2014) 「若きジンメルの倫理学批判と倫理的相対主義」『跡見学園女子大学文学部紀要』第 49 号、pp. 1-16.
- 潮木守一 (1993) 『ドイツ近代科学を支えた官僚 影の文部大臣アルトホーフ』、中公新書。
- 佐藤文隆 (2011)、『職業として科学』、岩波新書。
- 廳 茂 (2014)、「『ディルタイと社会学』—— G. ジンメルとの関係の視点から」(ディルタイ・テキスト研究会編)『科研成果報告論文集 ディルタイ哲学の新たな切り口』、pp. 4-67.
- 早川洋行 (2003)、『ジンメルの社会学理論 現代的解読の試み』、世界思想社。
- Fitzzi, G. (1998) Der italienische Aufsatz Georg Simmels, » Il problema della sociologia «. Eine Rückübersetzung, in: *Simmel Newsletter*, 8-1, SS. 77-85.
- Gassen, K. u. Landmann, M. (Hg.) (1958) *Buch des Dankes an Georg Simmel. Briefe, Erinnerungen, Bibliographie*, Berlin, Dunker.
- Köhnke, K.C. (1996) „Der junge Simmel in Theoriebeziehungen und sozialen Bewegungen“.

Frankfurt a. M., Suhrkamp.

Levine, D.N. (1984) „Ambivalente Begegnungen : » Negation « Simmels durch Durkheim, Weber, Lukács, Park und Parsons“, in : H.-J. Dahme u. O. Rammstedt (Hg.), *Georg Simmel und die Moderne. Neue Interpretationen und Materialien*, Frankfurt a. M., Suhrkamp, SS. 318-387.

Rammstedt, O. (1992), „Programm und Voraussetzungen der *Soziologie* Simmels“, in : *Simmel Newsletter* 2-1, SS. 3-21.

— (1997), „Das Durkheim-Simmelsche Projekt einer » rein wissenschaftlichen Soziologie « im Schatten der Greyfus-Affäre“, in : *Zeitschrift für Soziologie* 26-6, SS. 444-457.

Tyrell, H. (2011), „Georg Simmels ‚große‘ *Soziologie* (1908). Einleitende Bemerkungen“, in : H. Tyrell u. a. (Hg.) *Georg Simmels große » Soziologie «*. Eine kritische Sichtung nach hundert Jahren, Bielefeld, transcript, SS. 9-68.

[2016年1月7日レフェリーの審査を経て掲載決定]
(跡見学園女子大学非常勤講師)